

【件名】

住民情報システム端末及びプリンタ機器等の賃貸借契約の解除及び損害賠償について

【要旨】

住民情報システム端末及びプリンタ機器等の賃貸借について、区の申出により 令和6年5月31日付けで当該賃貸借契約を解除する必要があるため、以下のとおり 報告する。

1 住民情報システムの全体契約概要

(1) 現サーバ（現庁舎に設置）

ア 当初契約 2018年(平成30年)11月1日～2023年(令和5年)10月31日

イ 再リース 2023年(令和5年)11月1日～2024年(令和6年)3月31日

ウ 再々リース 2024年(令和6年)4月1日～2024年(令和6年)5月31日

(2) 新サーバ（新庁舎に設置）

2023年(令和5年)10月1日～2026年(令和8年)3月31日

(3) 現端末、プリンタ等（端末はシンクライアント方式）

シンクライアント方式は、端末に最低限の機能しか持たせず、サーバ側でほとんどの処理を行えるなど、端末の記憶媒体に個人情報等の重要な情報資産を残さない環境を構築できることから、当初採用した。

しかし、シンクライアント用の端末を管理するには、専用サーバの構築が必要となるなど費用がかかることや、一般型端末でもソフト等を活用することでシンクライアントと同様の環境を構築できることが判明したため、下記(4)により一般型端末を採用することとし、シンクライアント方式は契約解除することとした。

ア 当初契約 2019年(令和元年)11月1日～2024年(令和6年)10月31日

イ 契約解除 2024年(令和6年)5月31日予定

(4) 新端末（端末は一般型）

2023年(令和5年)11月1日～2028年(令和10年)3月31日 480台

2 契約解除に伴うメリット等

(1) シンクライアント方式を採用しない場合は、専用サーバ等が不要となり、採用した場合と比してシステム構築費用が大きく削減可能となった。

(2) 当該賃貸借契約の期間を新庁舎移転までに短縮することで、現行住民情報システム端末等を新庁舎へ移設する必要がなくなるため、端末の移設費用及び5か月分の保守料相当額の削減が可能となった。

(3) 上記1(4)の新端末の調達に際しては、新庁舎移転に係る庁内情報システム端末の調達とあわせて行うことで、機器調達のスケールメリットを最大限に活かすことが可能となった。

(4) (1)から(3)の効果は、下記 3 の損害賠償額を上回ることとなった。

3 契約解除に伴う損害賠償について

当該賃貸借契約を解除することにより、契約の残存期間分に係る賃借料相当の損害賠償額は 6,727,380 円となる。

4 今後の予定

2024 年 3 月	令和 6 年中野区議会第 1 回定例会総務委員会において報告
5 月	契約期間終了
6 月	仮和解書取り交わし 令和 6 年中野区議会第 2 回定例会において和解及び損害賠償額議決
7 月	和解書取り交わし
8 月以降	賠償金支払い